

令和8年度
事業計画及び収支予算

一般財団法人墨田まちづくり公社

令和8年度事業計画

目 次

§ 1	はじめに	1
§ 2	市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業	2
I	まちづくり活動の推進・支援事業	2
1	まちづくり団体に対する支援	2
2	密集事業の支援	2
II	住まいづくりの相談・支援事業	4
1	「住まい何でも相談処」の運営	4
2	「燃えない壊れないまちづくり」の支援	4
3	共同化等の建替え支援	4
4	セーフティネット住宅確保及びマンション適正管理	4
III	空き家等対策事業	4
1	ワンストップ相談窓口相談員による相談	4
2	専門家による無料相談	5
3	空家等管理活用支援法人の指定	5
IV	建築物の耐震化	5
V	まちづくり推進のための施設運営・管理事業	5
1	京島事務所（京島まちづくりの駅）の運営	5
2	鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）の運営	5
3	まちづくりセンターの運営	5
4	コミュニティ住宅の維持管理	6
5	まちづくり事業用地の管理	7
§ 3	地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業	10
I	公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業	10
1	公社の施設	10
2	区の指定管理者として管理する施設等	10
II	その他	12
	コミュニティサロン事業	12

§ 1 はじめに

墨田まちづくり公社は、老朽木造住宅が密集する市街地の再整備を通して住環境の向上を図るとともに、地域の連帯感を基盤とした良好なコミュニティを形成するための団体として、昭和57年に財団法人として設立された。その後、平成25年に公益法人制度改革への対応として一般財団法人へ移行し、現在に至っている。

この間、多岐にわたるまちづくり事業を展開するとともに、地域コミュニティの醸成を図るため区民の皆様に活動と活躍の場を提供するなど、公社設立の趣旨を踏まえつつ、その機能を十分に発揮して各種事業を積極的に展開している。

※略称表記について

一般財団法人墨田まちづくり公社については「公社」と、墨田区については「区」と表記した。

§ 2 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第1号に基づく事業】

I まちづくり活動の推進・支援事業

1 まちづくり団体に対する支援

(1) 区内で取り組まれているまちづくり活動実施団体に対する初動期の支援

安全・安心で魅力あるまちとするために、住民自らが考え地域での活動を始める、あるいは活動を始めたまちづくり団体の育成を図るため、区と連携し専門家の派遣や各種助成制度の活用等により支援する。

(2) 京島地区まちづくり協議会に対する支援

公社は、「安全・安心、快適なまちづくり」「賑わいづくり、コミュニティづくり」「地域のルールづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の整備」の各分野で、地域の方々が自ら考え課題を調整し、責任を持って行動する「エリアマネジメント」の考えを取り入れ、支援してきた。

京島地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に対しても同様の支援を行っており、協議会は町会組織の枠を超えた様々なまちづくり活動を展開してきた。

令和8年度は、引き続きエリアマネジメント手法で、協議会のこれまでの取組を踏まえ具体的な検討や事業の深化を支援する。

まず、賑わいづくり、コミュニティづくりの一環である京島文化まつりについては、これまで同様に地域の連帯意識の強化を図ることを目的として賑わいづくり、コミュニティづくりを支援する。

次に、協議会の提案を受けて区が整備した協和井戸端広場の防災井戸については、その維持管理のための「京島井戸守活動」を支援していく。また、令和6・7年度に実行委員会形式で実施された「京島ストリート防災フェスティバル」のように、町会等から防災や減災のまちづくりに対して提案があった場合は、適宜取組内容等について検討を行い、地域の自主的な活動を支援していく。

2 密集事業の支援

(1) 密集事業の支援

主要生活道路の拡幅整備、公園緑地等の整備をはじめとした「安全・安心なまちづくり」に取り組んできた。公社は、令和8年度も引き続き区と連携してこれらの取組を進めていく。

京島周辺地区では、平成25年度に防災街区整備事業の完了とともに21号線が整備された。また、平成26年度からは、京島二丁目内の優先整備路線（2・4・6号線）の拡幅整備についても取り組み、4・6号線の整備が完了するなど確実な進捗を見ている。さらに、平成28年度には、京島三丁目中央部に位置する延長約370mのコの字型をした優先整備路線（10・11・12号線）が全線にわたり拡幅整備された。今後も、「京島地区まちづくり計画（大枠）」で定めた主要生活道路（延長2,655m）の整備、特に、優先整備路線について、権利者の理解を得るための啓発活動と区の拡幅整備に向けた用地買収等を積極的に支援していく。

また、鐘ヶ淵周辺地区では、令和4年9月、鐘ヶ淵駅周辺が鉄道立体化の事業候補区間へ

位置付けられたことから、立体化を見据えながら主要生活道路優先整備用地取得目標（面積4,654㎡）を達成するため、区の優先整備路線の整備促進に向けた用地買収等を積極的に支援していく。

（2）不燃化特区における事業推進支援（木密地域不燃化プロジェクト）

老朽木造住宅が密集し、特に改善が必要な災害危険度の高い「京島周辺地区」（京島一丁目の一部・京島二、三丁目地区）及び「鐘ヶ淵周辺地区」（墨田一丁目の一部・墨田二～五丁目・東向島五丁目の一部地区）を重点整備地域（不燃化特区）として、木造密集地域の解消を図るための取組を強化している。

特に地域住民のための総合的な専門相談窓口として、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区において、平成25年12月に京島二丁目に京島事務所（京島まちづくりの駅）を、平成26年7月には墨田三丁目に鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）を設置して事業の推進を支援している。

ア 京島周辺地区まちづくり

令和8年度も区と連携し、本事業の目標である不燃領域率70%達成のため、優先整備路線の整備や地区内建築物の不燃化が早期に実現するように、地域住民の身近で総合的な相談窓口である京島事務所において、建築の専門家であるまちづくりコンシェルジュが「安全・安心なまちづくり」に向けた相談業務を積極的に行う。また、地域住民向けに発行している「まちづくり便り」等で、区の建替えに対する助成制度の案内及び京島地区まちづくり協議会の活動を紹介するなど、地域の住民と一緒にまちづくりに取り組んでいる。

イ 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり

鐘ヶ淵事務所では、個別の建替えに係る相談や、間取り図の作成等を行っており、住まいに関する悩みごとの個別案件については、事情に寄り添った助言が行えるように窓口のワンストップ化に努めている。

また、住まいに関する相談だけでなく町会主催の防災訓練への参加や地域のイベント等へ積極的に参加するとともに、住民主体の「防災連絡会」の運営支援を行う。さらに、まちづくりコンシェルジュニュースや何でも相談チラシ等の配布を行い事業PRに努めるとともに、SNSを活用した情報発信も行っていく。

令和8年度においても、本事業の目標である不燃領域率70%達成に向け、その実効性が高まるよう支援していく。

（3）木密地域不燃化プロジェクトに伴う市街地改善事業

令和3年度から木密地域不燃化プロジェクト推進事業として「無接道敷地の解消による市街地改善」業務を区から受託し、不燃化が進まない無接道敷地を対象に、共同化や敷地整序等密集市街地の改善に向けた検討を行っている。

また、令和8年度は、区から「不燃化助成制度周知にかかる戸別訪問等普及啓発業務」を受託し、指定された沿道において戸別訪問等を実施し、不燃建築物の建替えや老朽建築物の除却等の促進を図るとともに、ヒアリング等を通して、現状分析・課題整理をし、更なる事業の推進を図っていく。

II 住まいづくりの相談・支援事業

区民が、住み慣れたまちで安心して快適に住み続けることができるように、住まいに関する技術・法律・資金計画等の広範なアドバイスを行う。また、区と連携しながらセーフティネット住宅の確保やマンションの適正管理を目指していく。

1 「住まい何でも相談処」の運営

区内全域を対象に、建替え・耐震改修・リフォーム等住まいの様々な相談に対応するとともに、必要に応じ、区内の建築関係団体を通して、建設・修繕業者、建築士の紹介を行っていく。また、毎月第二火曜日は建築士などによる「新築・建替え相談、建築何でも相談」、第三火曜日は弁護士による「借地・借家・空き家に関する法律的な相談」、第四火曜日は建築士・施工者による「耐震改修・リフォーム相談、建築何でも相談」として、専門面接相談を実施する。このほか、税理士による面接相談も別途実施する。さらに、住まいの困りごとに応じた最も適切な機関・団体等の情報を提供していく。

2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援

区では、不燃化や耐震化を促進するため多様な助成制度を設けている。公社は、こうした制度の普及を目指し、区及び墨田区耐震化推進協議会等と連携して様々なPRを実施していく。

3 共同化等の建替え支援

まちづくり事業や建築相談に関連して、共同化等による建替え計画に係る相談も寄せられることから、区が進めているまちづくり事業と調整を図りながら、公社の役割が求められる事項について職員や専門家を派遣し、建替えの支援をしていく。

4 セーフティネット住宅の確保及びマンションの適正管理

住まいづくりの支援として、区内の不動産会社の協力を得て、セーフティネット住宅の登録基準を満たす住宅を所有するオーナーを訪問して住宅の確保を目指す。また、マンションの適正管理を目指し、マンション管理組合や所有者等を対象に管理不全対策のためのセミナーを開催する。

III 空き家等対策事業

令和2年度から墨田区空き家等対策事業として「すみだ空き家等ワンストップ相談窓口」(通称「すみだ空き家相談処」)業務を区から受託している。空き家の発生抑制と空き家の利活用促進のため、将来空き家となる可能性の高いものを含め、空き家の所有者・相続予定者等からの空き家に関する相談と空き家の近隣住民からの困り事などの相談を一元的に受け付けて、適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門家団体と連携し、専門家による無料面接相談を実施する。

また、区から、令和8年1月に空家等対策の推進に関する特別措置法第23条に規定する「空家等管理活用支援法人」に指定されたことから、空き家等対策事業の一層の充実を図るため、新たに空き家管理代行業務を行うほか、支援策の検討を行っていく。

1 相談員による相談

ワンストップ相談窓口において相談内容を確認のうえ、問題点や課題を抽出し、必要な情報提供やアドバイスを行う。必要に応じ、専門相談をコーディネートする。

2 専門家による無料相談
必要に応じ、法律・税務・建築・不動産などの専門家による無料相談を実施する。

3 空家等管理活用支援法人の指定

(1) 指定日

令和8年1月5日

(2) 法人業務の内容

- ア 空き家等ワンストップ相談窓口
- イ 啓発活動、セミナー等のイベント
- ウ 空き家管理代行業務

IV 建築物の耐震化

区から受託した「墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく戸別訪問等普及啓発活動業務」（令和4年度～6年度）及び「特定緊急輸送道路沿道建築物戸別訪問業務」（令和7年度）により、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の所有者等に対し戸別訪問等を行い、区が実施する耐震化助成制度の周知及び利用促進を図ってきた。

令和8年度は、新たに区からの委託により、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した木造建築物の所有者等に対し戸別訪問及び説明会等を実施し、建築物の耐震化の必要性についての普及啓発と、区が実施する耐震化助成制度の周知及び利用促進を図っていく。

V まちづくり推進のための施設運営・管理事業

1 京島事務所（京島まちづくりの駅）の運営

木密地域不燃化プロジェクト及び京島周辺地区まちづくり事業の推進を担うため、事務所を現地に開設し、業務を遂行している。

〔施設〕 京島事務所（京島まちづくりの駅）

〔位置〕 墨田区京島二丁目15番5号

〔開設日〕 平成25年12月1日

2 鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）の運営

木密地域不燃化プロジェクト及び鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業の推進を担うため、事務所を現地に開設し、業務を遂行している。

〔施設〕 鐘ヶ淵事務所（鐘ヶ淵まちづくりの駅）

〔位置〕 墨田区墨田三丁目40番3号

〔開設日〕 平成26年7月1日

3 まちづくりセンターの運営

令和7年4月1日から、まちづくり支援業務及び住まいや空き家対策に係る各種専門家による面接や相談業務を充実させるため、まちづくりセンターを設置し、業務を遂行している。

〔施設〕 まちづくりセンター

〔位置〕 墨田区京島一丁目35番9-103号

〔開設日〕 令和7年4月1日

4 コミュニティ住宅の維持管理

京島地区まちづくり事業の事業用住宅として建設されたコミュニティ住宅の管理(17住宅、173戸)を区から受託して適正に維持管理している。

近年、居住者の単身化や高齢化が進んでいることから、区と連携して居住者に対して必要なサービスを提供している。

今後も、高齢単身居住者の居宅状況について情報収集し、住宅内での孤独死発生の防止に努めていく。

令和8年2月1日現在

	名 称	位 置	戸 数	入居済戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目11番2号	4	2(1)
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目23番3号	4	1
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅 (平成5年度完成)	墨田区京島二丁目11番6号	6	5(1)
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島二丁目4番5号	5	3
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅 (平成8年度完成)	墨田区京島二丁目16番6号	6	4
6	京島三丁目コミュニティ住宅 (昭和61年度完成)	墨田区京島三丁目3番1号	26	16(2)
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅 (昭和63年度完成)	墨田区京島三丁目38番1号	3	3
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島三丁目37番5号	6	4(2)
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目55番7号	15	9(2)
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目6番4号	3	2
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区京島三丁目6番1号	9	8(5)
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目3番6号	6	5
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目52番8号	10	4
14	文花二丁目コミュニティ住宅 (平成元年度完成)	墨田区文花二丁目9番7号	12	2
15	八広二丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区八広二丁目52番12号	10	5
16	立花五丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区立花五丁目1番14号	12	7(1)
17	京島一丁目コミュニティ住宅 (平成21年度完成)	墨田区京島一丁目1番2号	36	18(2)
	合 計		173	98(16)

※カッコ内 80歳以上の単身居住者

5 まちづくり事業用地の管理

京島地区、一寺言問地区、北部中央地区及び鐘ヶ淵周辺地区のコミュニティ施設としてポケットパーク・緑地・雨水ポンプ及び防災井戸・その他事業用地の管理を区から受託し、適正に維持管理している。

(1) まちづくり事業用地

	名称・様態	位置	面積(m ²)
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39.80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59.44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88.08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200.17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58.58
6	緑地「花広場」3か所	墨田区京島三丁目27、28番	252.14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147.77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102.31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240.86
10	緑地「ミニ西広場」「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番	87.14
11	緑地「路地花壇」「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番	72.03
12	緑地「さつき広場」2か所	墨田区京島三丁目24番	193.87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214.18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617.05
15	緑地「タートル一休」	墨田区京島二丁目9番	31.41
16	緑地「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24.00
17	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7.71
18	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110.37
19	会古路地/路地尊4号基	墨田区東向島三丁目15番	96.01
20	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99.59
21	一寺言問防災まちづくり広場/ 路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番	800.00
22	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279.95

23	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148.76
24	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234.88
25	京島地区まちづくり事業用地(2号線)/緑地	墨田区京島二丁目9番	38.81
26	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10号線)	墨田区墨田三丁目28番	7.03
27	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(9号線/旧隅小南側)	墨田区墨田五丁目49番	496.96
28	京島地区まちづくり事業用地(2号線/半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10.90
29	住宅市街地総合整備事業用地	墨田区墨田四丁目14番	7.12
30	京島地区まちづくり事業用地(4号線拡幅部)	墨田区京島二丁目11番	183.71
31	京島地区まちづくり事業用地(北部中央地区まちづくり事業用地)	墨田区京島一丁目8、9番	181.70
	合計		5,132.33

※ 16番～23番は令和2年度から受託、24番～27番は令和3年度から受託、28番は令和4年度から受託、29番は令和6年度から受託、30番・31番は令和7年度から受託

(2) 雨水ポンプ設置箇所

【コミュニティ住宅】

雨水ポンプ 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月
京島二丁目第3 (ながつま一休)	地中梁利用	10 t	平成5年11月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10 t	平成6年6月
京島二丁目第5 (あづま一休北・あづま一休南)	地中梁利用	10 t	平成9年2月
京島三丁目第4 (ヨンコミー一休)	地中梁利用	20 t	平成7年2月
京島三丁目第5	据置・FRP	4 t	平成7年3月
京島三丁目第6 (第6ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成10年10月
京島三丁目第7 (会館ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成12年1月
京島三丁目第8 (キラ前一休・キラ横一休)	地中梁利用	40 t	平成12年2月
立花五丁目	地中梁利用	20 t	平成11年1月
八広二丁目	地中梁利用	10 t	平成11年1月
コミュニティ住宅部分計		144 t	

※ 京島二丁目第5雨水ポンプは、あづま一休北及びあづま一休南の2か所

※ 京島三丁目第8雨水ポンプは、キラ前一休及びキラ横一休の2か所

【ポケットパーク】

雨水ポンプ 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月
たから一休 墨田区京島三丁目41番	地下RC	5 t	平成7年2月
さくら一休 墨田区京島三丁目28番	地下RC	5 t	平成8年2月
こぞう一休 墨田区京島三丁目15番	地下RC	9 t	平成10年3月
タートル一休 墨田区京島二丁目9番	地下RC	3.2 t	平成29年3月
ポケットパーク・広場部分計		22.2 t	

(3) 路地尊設置箇所

一寺言問地区			
路地尊 設置位置	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣工年月
路地尊1号基 墨田区東向島一丁目20番	-	-	昭和62年3月
路地尊2号基 墨田区向島五丁目39番	地下RC	3 t	昭和63年3月
路地尊3号基 墨田区向島五丁目35番	地下RC	9 t	平成元年3月 令和6年2月交換
路地尊4号基 墨田区東向島三丁目15番	地下RC	10 t	平成3年3月
路地尊5号基 墨田区東向島一丁目25番	地下RC	3 t	平成4年3月
路地尊6号基 墨田区東向島一丁目20番	地下RC	20 t	平成8年3月
一寺言問防災まちづくり部分計		45 t	

- ※ 路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし
- ※ 路地尊は、全て令和2年度から受託

(4) 防災井戸

京島地区		
防災井戸 設置位置	揚水設備	竣工年月
協和井戸端広場 墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月

- ※ 防災井戸は、令和3年度から受託

§ 3 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第2号に基づく事業】

I 会社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業

1 会社の施設

(1) 会社集会所

会社集会所は、コミュニティ活動の場として地域住民や団体・サークルの利用に供している。

会社集会所の管理を効果的に行うため、それぞれの施設に管理運営協議会を設置し、同協議会と協働で管理運営を行う。

	名 称	位 置
1	両 国 駅 前 会 館	墨田区両国二丁目20番12-101号
2	吾 妻 橋 会 館	墨田区吾妻橋一丁目23番27号

※ 吾妻橋会館については、準備・調整期間を経て電子錠及び予約システムを導入する予定である。

(2) 寄付を受けた町会会館

安定した町会会館の運営ができるよう、「町会会館等の寄付受領及び返還に関する要綱」に基づき、会社が町会から寄付を受け、管理を行う。

寄付を受けた町会会館は地域コミュニティ会館として地元町会へ無償で貸与し、地域のコミュニティ活動の場として活用する。会館の維持管理に係る費用は、原則として町会負担とし、会社は火災保険分を負担する。

なお、町会が法人化された場合は、当該町会からの申出により会館を返還する。

	名 称	位 置
1	小 梅 二 丁 目 会 館	墨田区向島三丁目33番7号
2	向 島 四 丁 目 南 会 館	墨田区向島四丁目24番6号
3	立 花 五 丁 目 会 館	墨田区立花五丁目18番3号
4	緑 三 丁 目 会 館	墨田区緑三丁目6番3号
5	押 上 一 丁 目 仲 会 館	墨田区押上一丁目15番1号
6	亀 沢 一 丁 目 会 館	墨田区亀沢一丁目18番2号
7	押 上 三 丁 目 伸 成 会 館	墨田区押上三丁目19番6号
8	中 川 会 館	墨田区立花五丁目33番4号
9	東 向 島 百 花 会 館	墨田区東向島三丁目29番5号

2 区の指定管理者として管理する施設等

(1) 地域集会所（指定管理）

区の地域集会所19か所を指定管理者として管理運営を行い、コミュニティ活動の場として地域住民や団体・サークルの利用に供している。

地域集会所の管理運営を効果的に行うため、それぞれの施設に管理運営協議会を設置し、同協議会と協働で管理運営を行う。

	名 称	位 置
1	立 川 集 会 所	墨田区立川一丁目5番2号
2	寺 島 集 会 所	墨田区東向島一丁目23番10号
3	千 歳 集 会 所	墨田区千歳二丁目2番5号
4	八 広 中 央 集 会 所	墨田区八広三丁目14番5号
5	曳 舟 集 会 所	墨田区東向島二丁目17番14号
6	押 上 集 会 所	墨田区押上一丁目47番6号
7	東 向 島 集 会 所	墨田区東向島四丁目8番12号
8	八 広 一 丁 目 集 会 所	墨田区八広一丁目19番14号
9	東墨田うめぞの集会所	墨田区東墨田三丁目19番1号
10	横 川 三 丁 目 集 会 所	墨田区横川三丁目12番12号
11	江 東 橋 集 会 所	墨田区江東橋五丁目16番15号
12	一 寺 言 問 集 会 所	墨田区東向島一丁目20番6号
13	業 平 三 丁 目 集 会 所	墨田区業平三丁目2番5号
14	立 花 四 丁 目 集 会 所	墨田区立花四丁目8番10号
15	なりひら神明橋集会所	墨田区業平五丁目6番2号
16	京 島 第 一 集 会 所	墨田区京島三丁目3番6号
17	京 島 第 二 集 会 所	墨田区京島三丁目52番8号
18	太 平 四 丁 目 集 会 所	墨田区太平四丁目1番4号
19	東あずま公園集会所	墨田区立花二丁目32番12号

※ 業平三丁目集会所については、トレーニング室を含めた管理運営を行う。

※ 東向島集会所及び横川三丁目集会所には、地域の高齢者の憩いの場としてコミュニティサロンを開設（月曜日～土曜日の午前9時～午後4時）する。

※ 立川集会所、千歳集会所、八広中央集会所、横川三丁目集会所及び一寺言問集会所は、区の学童クラブ事業のため施設の一部を使用することに伴い、貸出の制限がある。

※ なりひら神明橋集会所については、令和7年10月から電子錠及び予約システムの運用を開始した。これに伴い、なりひら神明橋管理運営協議会の名称は「なりひら神明橋管理協議会」に変更となった。

(2) 墨田区集会室（受託）

墨田区集会室3か所の管理運営を区から受託し、地域住民の利用に供している。

集会室の管理運営を効果的に行うため、それぞれの施設に管理運営協議会を設置し、同協議会と協働で管理運営を行う。

	名 称	位 置
1	菊川集会室（菊川分室）	墨田区菊川三丁目21番6号
2	柳 島 集 会 室	墨田区横川五丁目2番17号
3	京島集会室（京島会館）	墨田区京島二丁目15番5号

II その他

コミュニティサロン事業

地域の高齢者が集い、楽しく過ごせる憩いの場としてコミュニティサロンを地域集会所等（地域集会所2か所、墨田区集会室2か所、その他1か所）に設置し、誰でも自由に利用できるよう開放する。毎月、民謡や民踊を楽しむ会、長寿マッサージを実施する。

※本文中の事業説明にある定款第4条は、次のとおりである。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業
- （2）地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業
- （3）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都墨田区において行うものとする。